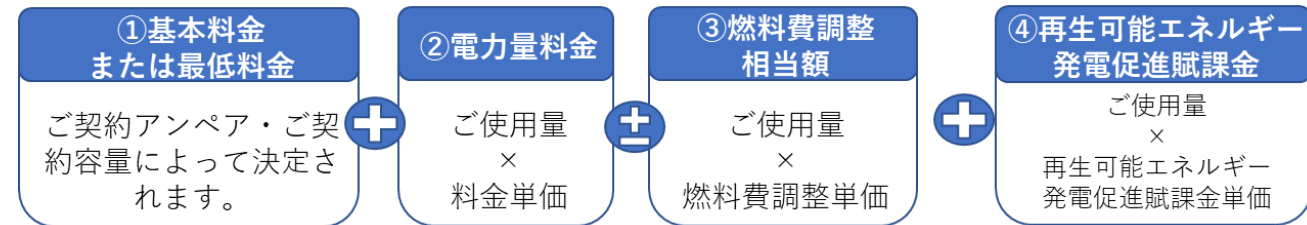


電気料金の計算方法



(注1) 以下の電気料金メニューは、燃料費調整相当額の変動幅に上限がありませんので、燃料価格が著しく高騰した場合には、上限単価の設定がある電気料金メニュー等と比較し、燃料費調整相当額が大きくなる可能性があります。

J Aでんきスマートプラン (東北)
J Aでんき夜トクプラン (東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州)

(注2) 燃料価格の変動によって、燃料費調整相当額はマイナスとなる場合があります。
(注3) 燃料費調整相当額は、該当する月におけるお客様が契約されている地域を管轄している旧一般電気事業者である小売電気事業者が公表している燃料費調整額と同等とします(離島ユニバーサル調整単価を含みます)。
(注4) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税等相当額を含んだ料金として計算します。

燃料費調整単価の計算方法

(1) 東京・中部・北陸・関西・四国の各エリアの燃料費調整相当額は次の算式により算定し、火力燃料(原油・LNG(液化天然ガス)・石炭)の価格変動に応じて毎月変動します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} \times 1 - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準単価} \div 1000$$

※1: $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ 。なお、A・B・Cは各平均燃料算定期間における、(A) 平均原油価格(k1)、(B) 平均LNG価格(t)、(C) 平均石炭価格(t)をいいます。
※上限単価の設定がある電気料金メニューでは、平均燃料価格が上限価格を超えた場合の平均燃料価格は上限価格として算定します。

(2) 東北・中国・九州の各エリア燃料費調整相当額は、は次の算式により算定し、火力燃料(原油・LNG(液化天然ガス)・石炭)の価格変動に応じて毎月変動します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} \times 1 - \text{基準燃料価格}) \times \text{基準単価} \div 1000 + (\text{離島平均燃料価格} \times 2 - \text{離島基準燃料価格}) \times \text{離島基準単価} \div 1000$$

※1: $A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ 。なお、A・B・Cは各平均燃料算定期間における、(A) 平均原油価格(k1)、(B) 平均LNG価格(t)、(C) 平均石炭価格(t)をいいます。
※2: $A \times \alpha$ 。Aは各平均燃料算定期間における (A) 平均原油価格(k1)をいいます。
※上限単価の設定がある電気料金メニューでは、平均燃料価格および離島平均燃料価格が上限価格を超えた場合の平均燃料価格は上限価格とします。

燃料費調整単価算定諸元

	単位	電気のご使用エリア								
		東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	
基準燃料価格	円/k1	83,500	86,100	45,900	79,800	27,100	80,300	80,000	27,400	
上限価格	円/k1	125,300	129,200	68,900	119,700	40,700	120,500	120,000	41,100	
換算係数	α (原油)	—	0.0259	0.0048	0.0275	0.0415	0.0140	0.0406	0.0875	0.0053
	β (LNG)	—	0.2563	0.3827	0.4792	0.0745	0.3483	0.0992	0.0770	0.1861
	γ (石炭)	—	0.8915	0.6584	0.4275	1.2499	0.7227	1.1994	1.1770	1.0757
基準単価 (税込)	銭/kWh	19.7	18.3	23.3	16.5	16.5	21.2	15.4	13.6	

※最低料金が適用される料金メニューの基準単価は、以下のとおりです。
 関西: 2円47銭5厘(最初の15kWhまで)、16銭5厘(15kWhをこえる1kWhにつき)
 中国: 3円18銭5厘(最初の15kWhまで)、21銭2厘(15kWhをこえる1kWhにつき)
 四国: 1円69銭4厘(最初の15kWhまで)、15銭4厘(11kWhをこえる1kWhにつき)

※定額制供給の場合の基準単価は、以下のとおりです。

	単位	電気のご使用エリア				
		東北	東京	中部	北陸	
電灯	10ワットまでの1灯につき	月	76銭5厘	71銭0厘	90銭5厘	64銭1厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	月	1円52銭9厘	1円41銭8厘	1円81銭2厘	1円28銭2厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	月	3円05銭9厘	2円83銭7厘	3円62銭3厘	2円56銭3厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	月	4円58銭8厘	4円25銭5厘	5円43銭4厘	3円84銭6厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	月	7円64銭7厘	7円9銭2厘	9円05銭7厘	6円40銭9厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	月	—	—	—	—
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	月	7円64銭7厘	7円9銭2厘	9円05銭7厘	6円40銭9厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	月	2円28銭5厘	2円11銭9厘	2円70銭5厘	1円91銭4厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	月	4円56銭8厘	4円23銭7厘	5円41銭1厘	3円82銭8厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	月	—	—	—	—
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	月	4円56銭8厘	4円23銭7厘	5円41銭1厘	3円82銭8厘

	単位	電気のご使用エリア				
		関西	中国	四国	九州	
電灯	10ワットまでの1灯につき	月	64銭1厘	82銭5厘	59銭8厘	53銭0厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	月	1円28銭2厘	1円64銭9厘	1円19銭7厘	1円05銭9厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	月	2円56銭3厘	3円29銭8厘	2円39銭3厘	2円11銭9厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	月	3円84銭6厘	4円94銭8厘	3円58銭9厘	3円17銭9厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	月	6円40銭9厘	8円24銭6厘	5円98銭2厘	5円29銭8厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	月	—	4円12銭3厘	2円99銭1厘	—
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	月	6円40銭9厘	—	—	5円29銭8厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	月	1円91銭4厘	2円46銭3厘	1円78銭6厘	1円58銭3厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	月	3円82銭8厘	4円92円6厘	3円57銭3厘	3円16銭5厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	月	—	2円46銭3厘	1円78銭6厘	1円58銭3厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	月	3円82銭8厘	—	—	—

離島平均燃料価格算定諸元

		単位	電気のご使用エリア		
			東北	中国	九州
基準燃料価格		円/kl	79,300	79,300	79,300
上限燃料価格		円/kl	119,000	119,000	119,000
換算係数	α (原油)	—	1.0000	1.0000	1.0000
基準単価 (税込)		銭/kWh	0.100	0.100	0.100

※定額制供給の場合の基準単価は、以下のとおりです。

		単位	電気のご使用エリア		
			東北	中国	九州
電 灯	10ワットまでの1灯につき	月	4厘	4厘	1銭3厘
	10ワットをこえ20ワットまでの1灯につき	月	9厘	9厘	2銭5厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	月	1銭8厘	1銭8厘	5銭2厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	月	2銭5厘	2銭5厘	7銭7厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	月	4銭3厘	4銭3厘	12銭9厘
	100ワットをこえる1灯につき50ワットまでごとに	月	—	2銭1厘	—
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	月	4銭3厘	—	12銭9厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	月	1銭3厘	1銭3厘	3銭9厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	月	2銭5厘	2銭5厘	7銭7厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき50ボルトアンペアまでごとに	月	—	1銭3厘	3銭9厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	月	2銭5厘	—	—